事業者説明資料２【資料 2-2】４．追加資料　湿地の存続に関する検討状況及び今後の整理事項

項目	検討の観点	確認事項	確認方法	確認時期	確認結果
１．湿地生物の生育・生息場所としての要件	湿地が生育・生息場所として存続するための要件は	・水深、底質、エコトーン、水源、水位の変動、環境かく乱の確保	専門家ヒアリング 文献調査	実施済み	評価書 771 ページ、評価書資料 268、274、279 ページに整理した創出環境が備えるべき要件と同じ
２．水源の確保	湿地が存続できるとして、水源をどう確保するか	・早期の水源の確保の手段と実現性 用水からの取水	水利権者である連合自治会長へ相談、交渉	実施済み	かつての水源は農業用であり、農業用以外の目的で供給を受けることはできない
		・地下水の取水	工事施工事業者に確認	令和９年５月頃（仮契約締結後直ちに）	－
３．施設配置	計画施設の施設配置は湿地存続の支障にならないか	・計画案の施設配置	工事施工事業者に確認	令和９年５月頃（仮契約締結後直ちに）	－
４．町道の設計、線形	西桂町道の設計は、道路構造基準に準拠した設計としなければならないのか	・道路構造基準に準拠する理由	道路法（昭和 27 年法律第 180 号） 道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号） 西桂町町道の構造の技術的基準に関する条例	実施済み	町道の新築では条例等に定める一般的技術的基準に合致しなければならない （他者が建設し、町へ移管する場合も同様）
	工事施工事業者が行う造成設計（地盤高さ等）の工夫により、西桂町道が既存の湿地にかからないようにできないか	・地盤標高の設定 ・造成設計の選択肢 ・道路線形の自由度 ・湿地部分の高架の可能性	工事施工事業者に確認 設計協議	令和９年５月頃（仮契約締結後直ちに）	－
	工事中は湿地を回避した仮設道路で出入りし、創出する湿地環境の完成時期までの間、既存湿地を存続させることはできないか	・工事工程（準備工、造成工事、道路工事） ・造成設計 ・資機材運搬車両等の種類 ・工事中の車両動線	工事施工事業者に確認 設計協議	令和９年５月頃（仮契約締結後直ちに）	－

項目	検討の観点	確認事項	確認方法	確認時期	確認結果
５．工事工程と「取り合い」	西桂町道の建設は、工事の最後にすることはできないか	・工事工程（準備工、造成工事、施設建設工事、道路工事） ・工事工程ごとの出入り車両の種類及び台数の見通し	工事施工事業者に確認 設計協議	令和９年５月頃（仮契約締結後直ちに）	－
	南側からの富士吉田市道から車両が出入りできるようにできないか	・富士吉田市道の整備内容 ・同　整備工程	工事施工事業者に確認 設計協議	令和９年５月頃（仮契約締結後直ちに）	－
６．大型車両の代替え	工事中は現況道路を使用し、大型車両が橋梁下を通らないようにできないか	・工事工程（準備工、造成工事、道路工事） ・資機材運搬車両等の種類と台数 ・積荷の内容	工事施工事業者に確認 設計協議	令和９年５月頃（仮契約締結後直ちに）	－
７．供用後の町道の使用条件	施設供用後、大型車両を通行させないで施設を運用する方法がないか	・廃棄物運搬車両等の種類 ・運転管理、定期補修等で必要な車両の種類 ・通行が想定される来場者、見学者の車両の種類	施設運営事業者に確認	令和９年５月頃（仮契約締結後直ちに）	－